（削る）	
九　（略）	
3　（略）	
	九　非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前三号に掲げる場合を除く。）　一の年度において人事院の定める期間
	十　（略）
	3　（略）

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。